

週休2日制モデル工事実施要領の主な改定概要

【改定の内容】

要領	発注方式	経費補正	成績評定加減点	災害復旧工事 (本復旧)	災害時の 応急対策	維持工事
試行要領	・発注者指定型	当初から4週8休補正 4週8休に満たない場合は減額補正	達成状況に応じて加点 4週7休以上・・・2点 4週6休以上4週7休未満・・・1点 4週4休以上4週6休未満・・・0点 4週4休未満・・・-1点	対象外	対象外	対象外
	・受注者申入れ	当初は補正なし 達成状況に応じて段階的に補正				



要領	発注方式	経費補正	成績評定加減点	災害復旧工事 (本復旧)	災害時の 応急対策	維持工事
実施要領	全ての工事を発注者指定型 「完全週休2日」を原則とする	当初から4週8休補正 達成状況に応じて段階的に減額補正	達成状況に応じて加点 完全週休2日達成率70%以上 かつ4週8休以上・・・2点 4週8休以上・・・1.5点 4週7休以上4週8休未満・・・1点 4週6休以上4週7休未満・・・0.5点 4週4休以上4週6休未満・・・0点 4週4休未満・・・-1点	R5から対象	対象外	対象外

※太字：変更箇所

【考え方】

1. 担い手確保の推進及び令和6年度に迫る時間外労働の上限規制に向けた働き方改革の機運を高めるため、全ての工事を週休2日の発注者指定とする。
2. 更に、現在進めている「まんなかホリデー」（毎月第2土曜日を一齐休工）を、令和5年度中に月4回へ拡大させるという中部ブロック各発注者の取組みも踏まえ、土曜日、日曜日及び祝日を休日（現場閉所日）とする「完全週休2日制」とする。
3. 一方、気象条件等で達成できなくても、従来のように金額補正をゼロとするのではなく、実績に応じて所定の経費は計上する。
4. 工事成績評定は、4週6休から実績に応じて加点し、完全週休2日の達成で+2点となるよう、配分を変更する。
5. 災害復旧工事については、応急対策を除く本復旧工事は全て対象とするが、片側交互通行など住民生活に支障を来しているものや、住民生活に危険が迫っているもの等は対象外とする。

【補足説明】

1. 「完全週休2日」とは、対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日及び祝日を現場閉所日としたと認められる状態をいう。
2. やむを得ず工期が確保できない工事、通年維持工事など、所属長が適さないと判断した工事は対象外とする。
3. 実績確認は、工事日誌など従前と同様の資料で行う。